平成２７年（フ）第３２６号
名古屋市西区天塚町３丁目39番地の１
破産者　日榮　健二
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
京都府宮津市字須津413番地の55
破産者　新井敏聴こと　朴　　成烈
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市妙楽寺101番地の１
破産者　河本真由美こと　洪　　玲連
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目10番18－２号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市武岡５丁目３番16号
破産者　清水　武士
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目22番地３　本村アパート102号
破産者　堂地　正人
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目３番10－405号
破産者　大園　彩美
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市上之園町22番地14　ヴォルフスガルデン上之園70Ｌ号
破産者　中間　聡子
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
北海道伊達市竹原町47番地１　小泉借家Ｅ号室
破産者　谷口　正幸
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
北海道室蘭市、住民票上の住所北海道室蘭市祝津町４丁目４番地４　道営アパートＣ－203号
破産者　遊佐　知美
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
北海道旭川市永山４条16丁目10番10号
破産者　土岐　　司
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
北海道旭川市２条通19丁目1337番地の１　ラシアール２条通303号室
破産者　田中由美子
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
北海道旭川市南６条通17丁目２番２号
破産者　鈴木　優一
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
釧路市阿寒町下徹別32線43番地２
破産者　下野　節子
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
宮城県石巻市渡波字沖六勺１番地90、前住所青森県三沢市東町１丁目９番地29号　ハイツ根岸Ｂ棟201号
破産者　阿部身江子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３８２号
茨城県水戸市東野町539－１イーストガーデンＢ棟203号室、開始決定時の住所茨城県水戸市千波町1713番地の40
破産者　国村孝善こと　李　　孝善
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
茨城県鉾田市子生728番地17
破産者　須賀　光一
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
茨城県鉾田市子生728番地17
破産者　須賀　光稔
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１５７号
神奈川県海老名市国分北２丁目11番12号
破産者　池田久美子
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部